

令和7年9月24日  
練馬区地域文化部  
文化・生涯学習課

## 練馬区立生涯学習センター講座運営支援等業務委託にかかるプロポーザル募集要領

### 1 目的

本要領は、「練馬区立生涯学習センター講座運営支援等業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとします。

### 2 業務概要

- (1) 件名 練馬区立生涯学習センター講座運営支援等業務委託
- (2) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
※ 委託業務の履行状況等により、2回を限度に契約更新（年度単位での契約となります。）を行うものとします。
- (3) 履行場所 練馬区立生涯学習センター（練馬区豊玉北六丁目8番1号）  
区立施設ほか区の指定する場所
- (4) 業務内容 別紙1「基本仕様書」のとおり。
- (5) 概算経費 24,399,144円（消費税10%込み）  
\*概算経費を超えた見積価格の提案は無効とします。予算編成前の公募のため、実際の予定価格が変更になることがあります。

### 3 参加資格および欠格条項

#### 3-1 参加資格

つぎの条件を全て満たすこと。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治体で本業務委託に類似する業務（※）を受託した実績があること。  
※ 類似する業務は、①公共施設の貸出に係る受付窓口業務、②講座やイベント開催に伴う（補助）業務とし、①②両方の実績が必要です。1つの業務委託で①②の内容を同時に含んでいる必要はありませんが、①②どちらかの実績しかない場合は条件を満たしていないこととなります。実績は令和4年度以降の実績とします。
- (3) 提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。
- (4) 企業単体での参加であること（共同企業体での参加は不可とする）。

#### 3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」(昭和61年4月1日練総経発第394号)による指名停止期間中である者
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中である者
- (4) 法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者
- (5) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者

## 4 選定方法

### 4-1 日程(予定)

募集要領等の公表	令和7年9月24日(水)
応募希望届受付期間	令和7年9月24日(水) ～令和7年10月8日(水)
質問受付期間	令和7年9月24日(水) ～令和7年10月8日(水)
質問回答日	令和7年10月15日(水)
提案書類受付期間	令和7年10月16日(木) ～令和7年10月30日(木)
参加辞退届受付期間	令和7年10月16日(木) ～令和7年10月30日(木)
一次審査 結果通知	令和7年11月26日(水)
二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和7年12月18日(木)
二次審査 結果通知	令和7年12月26日(金)

### 4-2 応募希望届の提出(参加申し込み)

参加を希望する事業者は、応募希望届(様式1)を以下のとおり提出してください。

- (1) 受付期間 令和7年9月24日(水)から令和7年10月8日(水)午前9時から午後5時まで(ただし、日曜日・月曜日を除く。)
- (2) 受付方法 事前に電話連絡のうえ、「8 問合せ先・担当」に持参してください。

### 4-3 質問回答

募集に関する質問は、質問書(様式4)に内容を簡潔に記入し、以下の内容で行ってください。

- (1) 受付期間 令和7年9月24日(水)から令和7年10月8日(水)午後5時まで  
※ 期限を過ぎた質問は一切受け付けません。
- (2) 質問方法 質問書(様式4)を「8 問合せ先・担当」あてに、電子メールに添付して送信してください。電子メールの件名は「【プロポーザル質問】生涯学習センター

業務委託について」としてください。

(3) 回答方法 令和7年10月15日(水)に電子メールにより回答します。

#### 4-4 辞退

応募希望届を提出後、辞退する場合は参加辞退届(代表者印を押印したもの。様式は自由)を以下のとおり提出してください。

(1) 提出期限 令和7年10月30日(木)午後5時 必着

(2) 提出方法 電話連絡の上、郵送または「8 問合せ先・担当」までご持参ください。

#### 4-5 提案書等の提出

応募希望届を提出した事業者は、別紙2「提出資料一覧」を参照のうえ、以下の要領で提案書等を提出してください。企画提案書は、別紙3「企画提案書項目」(1)~(9)に沿って提案してください。

(1) 提出期間

受付期間 令和7年10月16日(木)~令和7年10月30日(木)午前9時から午後5時まで(ただし、日曜・月曜・祝日を除く。)

※ 受付期間後の企画提案書の差し替えおよび再提出は認めません。

(2) 提出方法 事前に電話連絡のうえ、「8 問合せ先・担当」に持参してください。

(3) 提出場所 練馬区立生涯学習センター(練馬区豊玉北六丁目8番1号)

(4) 提出書類

正本1部、副本8部

提出書類一式をA4判ファイルに縦左2点穴開け綴じにしてください。

提出書類には、書類No.を記入したインデックスを付けてください。

#### 4-6 選定方法

応募事業者について、練馬区立生涯学習センター講座運営支援等業務委託事業者選定委員会による審査を実施します。審査は、一次審査と二次審査を行い、受託候補者を選定します。

(1) 一次審査

参加資格を満たす事業者について、選考書類および提出物に基づき審査を行います。合計点の高い順に4者程度を一次審査通過として選定します。ただし、応募事業者が4者程度以下の場合は、一次審査を行ったうえで、全事業者が二次審査に進めるものとし、審査結果は、令和7年11月26日(水)までに電子メールおよび書面により通知します。

(2) 二次審査

一次審査を通過した事業者について、令和7年12月18日(木)午後、企画提案書等の内容についてのプレゼンテーション・ヒアリングを行い、二次審査を行います。一次審査の評価と総合し、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、評価が最も高い事業者を受託候補者として選定します。

プレゼンテーション・ヒアリングの時間および場所の詳細については、一次審査を通過した事業者へ個別に通知します。審査結果は令和7年12月26日(金)発送予定の書

面により通知します。

※ 選考時間は、1者あたり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分程度）とします。

※ 説明者は、本業務を受注したときに主な担当となる方が説明をしてください。

※ プレゼンテーションの際に提案書の要約等の資料を用いることは差し支えありませんが、提案内容と齟齬がある場合は無効とする場合がありますので、ご注意ください。

※ 説明者は、3名以内でお願いします。

#### 4-7 評価項目

評価項目	評価基準	一次	二次
1 事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利益を上げる力の有無</li> <li>・事業効率の状況</li> <li>・資金力の有無</li> <li>・借入金の返済能力の有無</li> <li>・経営の安全性</li> </ul>	○	
2 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体との契約実績</li> </ul>	○	
3 提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託目的との整合性</li> <li>・業務内容の理解度</li> <li>・提案内容の的確性</li> <li>・提案内容の具体性</li> </ul>		○
4 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務執行体制、要員配置の妥当性</li> <li>・スケジュールの妥当性</li> <li>・職員の研修体制</li> </ul>		○
5 プレゼンテーション・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明、受け答えの的確性、説得力</li> <li>・提案内容の説得性・実現性</li> <li>・業務履行における創意工夫・独創性</li> </ul>		○
6 見積価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積価格の妥当性</li> </ul>	○	
7 区民雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民雇用の促進の取組</li> </ul>		○
8 区内事業者である	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内に本店を有する</li> </ul>	○	
9 個人情報保護および情報セキュリティの管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護および情報セキュリティに対する基本的理解と取組</li> </ul>	○	
10 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情、緊急事例、事故に対する対応</li> </ul>		○

## 5 受託候補者との協議

- (1) 受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定します。
- (2) 受託候補者が、以下の事由に該当した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の事業者を新たに受託候補者とするものとします。
  - ア 本件の受託を辞退した場合
  - イ 契約締結前に本件の参加資格を失った場合または欠格条項に該当することとなった場合
  - ウ 虚偽の提案を行ったことが判明した場合

## 6 情報公開

本件事業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、別紙4「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき取り扱います。

## 7 その他事項

- (1) 本募集についての説明会は実施しません。
- (2) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担となります。
- (3) 提出された書類は返却しません。また、区の所定の保存年限経過後に廃棄します。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがあります。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとします。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うこととします。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができます。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負いません。
- (9) 本要領に定めのない事項および本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めます。

## 8 問合せ先・担当

練馬区立生涯学習センター 所在地 練馬区豊玉北六丁目8番1号 担当 竹村、高橋  
電話 03-3991-1667(火曜～土曜 9:00～17:00)  
メールアドレス S-CENTER@city.nerima.tokyo.jp